

年金積立金管理運用独立行政法人の 平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月19日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成24年度業務実績について

(1) 評価の視点

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、平成18年4月1日に発足した独立行政法人である。

今年度の管理運用法人の業務実績の評価は、平成22年3月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成22年度～平成26年度）の3年度目（平成24年4月～平成25年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成23年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

管理運用法人は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の運用を行うことにより、年金事業の運営の安定、ひいては国民生活の安定に貢献するという使命を負っている。このような使命を果たすため、中期目標において、年金積立金の管理及び運用、業務の質の向上や業務運営の効率化、財務内容の改善等に関する事項が定められている。

したがって、管理運用法人の評価に当たっては、その使命を果たすために行われた具体的な取組、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて総合的な評価を実施することとしている。

なお、年金積立金の運用は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされていることから、管理運用法人の単年度評価についても、長期的な視点に立ちつつ行うことが重要である。

(2) 平成24年度業務実績全般の評価

ア. 年金積立金の管理及び運用全般に関する事項

管理運用法人の使命は、前述のとおり、長期的な観点から安全かつ効率的に年金積立金の管理及び運用を行うことにより、年金事業の運営の安定に資することである。

年金積立金は平成24年度末で約120兆円と巨額であり、その管理及び運用は、慎重に行うことが不可欠である。平成24年度の経済状況は、当初は欧州債務危機の再燃懸念や米国における景気悪化の懸念等により停滞したが、その後外国為替市場において円高の修正が進行するとともに、内外株式の価格が大幅に上昇した。このように市場が大きく変動する中で、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、国内株式についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率¹となり、外国債券及び外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、第2期中期目標期間（平成22～平成24年度）においては、外国債券はプラスの超過収益率、その他の資産については概ねベンチマーク並みの収益率を確保している。このようにベンチマーク並みの収益率を確保していることは、運用資産が巨額であること、市場での価格形成を歪めないよう配慮すべきである等の管理運用法人の特徴を考慮すれば、堅実な管理及び運用が行われているものとして評価できる。なお、運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率²との比較では、平成24年度末において、プラスの超過収益率を得ることができた。

管理運用法人においては、上記の運用結果についてその要因分析を行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関のリスク分析や、運用受託機関との定期ミーティング等を通じて、リスク管理を行っている。特に、平成24年度末にかけての円安・株高により国内債券が基本ポートフォリオの乖離許容幅を一時的に超過した状況において、市場に影響を与えることなくリバランスを実施し、基本ポートフォリオの適切な管理が行われた。また、会計検査院の報告に基づき、基本ポートフォリオの検証について必要な対応がなされたものと評価できる。現在、厚生労働省で平成26年財政検証における経済前提及び積立金運用のあり方について検討を行っており、その結果を踏まえつつ、次期中期計画における基本ポートフォリオの検証・見直しについても、今後の検討を期待する。

また、平成23年度に運用収益機会の拡大のため運用受託機関の選定を行ったエマージング株式運用を開始し、運用成果の向上に向けた取組を進めていること等は評価する。

さらに、年金給付のための流動性を確保するため、キャッシュ・アウト等対

¹ ベンチマーク収益率との差が±0.1%未満のものについては概ねベンチマーク並みとしている。

² 「複合ベンチマーク収益率」とは各運用資産のベンチマーク収益率を基準となる資産構成割合の参照値で加重したもの。管理運用法人における参照値は、基本ポートフォリオで定める資産構成割合について管理運用法人が管理する資産を対象に再計算している。

応ファンドを増額すること等により、市場の価格形成に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保することができたことは高く評価する。

イ. 管理運営体制全般に関する事項

平成24年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果に関しては、国内債券アクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関構成の一体的な見直し及びその際に行った管理運用委託手数料率の更なる引下げにより、資産の時価変動による増加要因があったものの、管理運用委託手数料額は平成23年度比で約8億円減少したこと、一般競争入札等の実施や随意契約における価格交渉等の見直しによりコスト削減に努めたことは評価する。

また、内部統制の一層の強化に向けた体制整備等として、内部統制の基本方針に基づいて、理事長による重要情報の適時適切な把握及び役職員への周知徹底のための体制の整備を行ったことや、運用リスクの適切な管理及び法人運営リスクの洗い出しと自己評価等の取組を行っていることは評価する。

ウ. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

年金積立金の運用は、年金特別会計で管理する積立金も含め（以下、年金積立金に年金特別会計で管理する積立金を合わせたものを「年金積立金全体」という。）、将来にわたって、年金事業の運営の安定化に資することを目的としており、管理運用法人の業績を設立目的に照らし評価する上で、運用実績の年金財政に与える影響を評価することが必要である。また、年金積立金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

こうした中で、年金積立金全体の運用実績について、財政再計算及び財政検証上の前提と比較すると、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの12年間の実質的な運用利回りについては、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均2.38%、管理運用法人が設立された平成18年度からの7年間で2.22%上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価することができる。さらに、平成24年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.09%上回っており、単年度で見ても、年金財政に対してプラスの影響を与えている。

エ. 平成24年度業務実績全般の評価

以上を踏まえると、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価する。

年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、国内株式についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券及び外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。また、年金給付のための流動性確保についても、市場の価格形成等に配慮しつつ、必要な資金を円滑かつ確実に確保できたことは高く評価する。今後も、市場動向を踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを期待したい。

また、管理運用法人の管理運営体制については、内部統制の一層の強化に向けた対策が行われており、業務運営が適切に行われていると評価する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項について

① 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、運用の目標、リスク管理及び運用手法

ア. 管理・運用の基本的な方針、運用の目標

年金積立金の運用については、資産ごとに市場平均を示す指標であるベンチマークと比較すると、国内株式についてはマイナスの超過収益率となったものの、国内債券及び短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券及び外国株式についてはプラスの超過収益率を着実に達成した。なお、国内株式の要因分析については、一部のアクティブ運用受託機関において中長期的な観点から割安株及び輸出関連企業の一部銘柄をベンチマークの時価構成割合に比べて高めに保有していたところ、その保有銘柄のパフォーマンスが低調だったことから、アクティブファンド全体ではベンチマーク収益率を下回る結果となり、国内株式全体では超過収益率はマイナスとなった。管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、

問題の有無を確認し、必要に応じて運用受託機関との協議を通じ改善を促しており、また、総合評価が一定水準以下であった運用受託機関より資金の一部回収を実施する等、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。

なお、平成24年度は国内株式アクティブ運用の収益率がベンチマーク収益率を大きく下回ったが、他の資産も含め、管理運用委託手数料も加味した上でアクティブ運用における十分な超過収益が確保されているかどうかの定量評価を含め、長期的な観点から引き続き必要な対応を期待したい。

イ. リスク管理

年金積立金のリスク管理については、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握や、資産全体や各資産に対するリスク状況の確認、対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析等を行っている。また、平成24年度においては、国内債券が平成25年1月末及び2月末に基本ポートフォリオの乖離許容幅を超過したことから、足下及び翌月の市場動向分析を行いつつ、市場に影響を与えることなくリバランスを実施する等、適切に行っている。

運用受託機関に対するリスク管理については、遵守すべきガイドラインを示した上で、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況、投資行動、運用状況を月次で求めた報告により把握する等の取組を引き続き行っている。

管理運用法人は、運用の効率化や必要な流動性の確保の観点から、運用資産の一部（国内債券パッシブ運用の一部、引受財投債の全額及び短期資産）について、資産管理機関を利用しつつ、自ら管理及び運用を行っている。管理運用法人における自家運用については、運用部から独立したインハウス運用室において、運用部から提示されたガイドラインに従い、月次でリスク管理状況等の報告を行い、運用部においてリスク管理指標に係る目標値等の遵守状況を確認するなど、必要な対応を行っている。

ウ. 運用手法、財投債の管理・運用

平成23年度に収益機会拡大のため運用受託機関を選定したエマージング株式運用について運用を開始し、平成24年度におけるベンチマーク収益率との比較³では、プラスで1.14%の超過収益率を達成しており、運用成果の向上に向けた取組を進めている。収益機会を模索する新たな試みではあるが、今後の適切な対応を期待したい。その際、エマージング市場の動向の注視やリスク

³ エマージング株式運用におけるベンチマーク（MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後））の収益率と比較したもの。

管理等の取組に十分注意することが必要である。

また、平成24年度においては、国内債券のアクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関構成を一体的に見直す中で、パッシブ運用の運用受託機関の集約を行っており、さらに、今後、財投債の残高が減少していく中で、安定的にキャッシュ・アウトのための資金を確保するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを増額したこと等、運用の効率化を図っていることは評価する。外国株式アクティブ運用については、第1次審査及び第2次審査を実施した。自家運用については、投資対象の多様化の観点から、短期資産ファンドにおいて、残存期間1年未満の利付国債を投資対象に新たに追加している。

平成24年度末におけるパッシブ運用比率については、国内債券約90%、国内株式約79%、外国債券約71%、外国株式約87%と各資産ともパッシブ運用を中心とした資産構成となっている。

② 透明性の向上

情報公開に係る取組については、平成23年度にホームページの全面見直しを完了し、平成24年度では、その適切な管理等に加え、運用受託機関の運用にかかる再委託先の公表を行う等の一層の情報公開に努めたことは評価出来る。

また、運用委員会の議事録について、市場への影響に配慮しつつ、一定期間（7年）を経た後に公開するよう手続きを進めており、運用委員会の透明性の向上のための取組と評価する。今後も、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、現状に対する不断の見直しを行った上で、広報活動の充実・強化を図るよう、一層の努力を期待する。

③ 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成に関する事項

基本ポートフォリオについて急激な市場変動が生じているかを確認する観点から、日次データの推定に適したSVモデルを使用し短期的なリスク計測や、基本ポートフォリオの分散投資効果の計測を毎月行っており、こうした観点からは、平成24年度については急激な市場変動は認められなかった。また、平成24年10月の会計検査院報告に基づき厚生労働省より基本ポートフォリオについて定期的検証を行うよう要請があったことから、平成24年度については、検証を行うための準備を行った。

引き続き、計量的手法を用いたリスク把握を定期的実施するとともに、定期的検証の要請に即応し検証を行うための準備を行っていたものと評価する。

④ 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

ア. 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めることとされているが、平成24年度において、運用受託機関への資金配分や回収に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動をゆがめないように、時期を分散する等できる限り慎重にかつ工夫して行い、市場への影響を極力抑える努力を行ったと評価する。

株主議決権の行使については、企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の判断に委ねることとしているが、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、ガイドラインの策定及びその遵守を求め、改善が必要な事項については運用受託機関に改善を求める等適切な対応を行っているとして評価する。

イ. 年金給付のための流動性の確保

年金給付に必要な流動性の確保については、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保することとされている。

平成24年度においては、今後、財投債の残高が減少していく中で、安定的にキャッシュ・アウトに対応するため、国内債券に係る運用受託機関構成の見直しの中で、満期まで債券を保有しその償還金及び利金を活用することで市場へ影響を与えることなく流動性を確保するためのキャッシュ・アウト等対応ファンドを10兆円（平成23年度末）から20兆円（平成24年度末）に増額したこと、また、キャッシュ・アウト等対応ファンドを活用してもなお不足する部分は資産を売却することになるが、その際も、年度中にキャッシュ・アウトの見込額が大きく変動する中、市場に悪影響を与えることの無いよう売却のタイミングや回収金額の分散等の工夫を行ったことは高く評価する。

今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。

(2) 業務の質の向上に関する事項について

① 内部統制の一層の強化に向けた体制整備、管理及び運用能力の向上

年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画、管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図ることとされている。

業務管理の充実については、中期目標及び中期計画に基づき、法令等を遵守し

つつ業務を行い、管理運用法人の使命を有効かつ効率的に果たすため、平成23年度に策定した「内部統制の基本方針」に基づいて、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、四半期ごとに中期計画・年度計画の進捗・達成状況を把握し、業務改善指示等を出し、業務改善につなげていることは評価する。

管理運用法人における受託者責任の徹底等への取組については、経営管理会議や企画会議による意思決定サポート体制の確保、法令遵守等の徹底に向けた適切な取組が行われ、監事による監査の充実・強化に加え、内部監査の充実・強化により、適切な監査体制を整えるとともに、「コンプライアンス委員会」等の各種会議の開催、その内容の役職員への周知等により、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。運用リスク管理についても「運用リスク管理委員会」を定期的で開催し、年金積立金の管理及び運用に伴う各種運用リスクの適切な管理を行っている。また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」を作成し、それについて自己評価を実施し、理事長を委員長とする「運営リスク管理委員会」に報告するとともに、役職員にも周知すること等、責任の明確化を図るための一層の取組が行われている。

また、運用受託機関等に対してもガイドラインを明示して関係法令遵守の徹底を図るとともに、定期ミーティング等において運用状況やリスク管理の状況の報告を求める際に、遵守の状況を確認するなど、運用受託機関等に対する受託者責任の徹底について適切に取り組んでいると評価する。

② 調査・分析の充実

調査研究については、内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点から、大学等の研究機関との共同研究に加え、時宜に即した適切なテーマについて積極的に取り組んでいると評価する。今後、研究結果を基本ポートフォリオの策定方法の検討時等に活用することとしており、その成果を期待したい。

(3) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置について

① 効率的な業務運営体制の確立

効率的な業務運営体制の確立に関する項目については、着実な対応がなされている。組織編成及び人員配置の見直しについては、平成22年度に実施された資金業務課の新設、調査室の体制強化、管理部門の縮小といった体制の下で業務運営を進めた。また、職員の専門性向上のための取組については、証券アナリスト資格取得の支援措置等が実施されており、着実に成果をあげている。さらに、人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や、能力評価の

結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇給への反映など、職員の勤労意欲の向上や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価項目に反映するなどの工夫を行っていることは評価する。今後も、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、業務運営能力の向上を図る観点から、証券アナリスト資格取得の支援措置の継続など、引き続き質の高い人材の確保及び育成を進めることが必要である。

② 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営の効率化に伴う経費節減については、中期計画の数値目標を上回っている。また、管理運用委託手数料を引き下げ、経費節減効果を上げている。国内債券パッシブ運用及びアクティブ運用に係る運用受託機関構成の一体的な見直し及びその際に行った管理運用委託手数料率の引下げにより、資産の時価変動による増加要因があったものの、約8億円の節減が図られたことは評価する。

さらに、職員宿舎について、行徳宿舎(市川市)を平成23年10月に売却し、平成24年10月に国庫納付した。これにより、中期目標期間の早期に法人の所有する職員宿舎全ての売却及び国庫納付を完了した。

また、人件費節減の取組についても、質の高い人材を確保することが求められる中で、引き続き、人件費の削減が達成されている点も評価する。

(4) 財務内容の改善等について

財務内容の改善に関する事項については、平成21年度と比較して、一般管理費は9.1%、業務経費は3.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われている。

(5) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

平成24年度においては、全資産の運用状況がプラスの収益額であったことから当期総利益が発生している。

② 保有資産の管理・運用等について

平成24年度においては、平成23年度中に売却した行徳宿舎について売却収入を国庫納付した。この結果、管理運用法人が保有する宿舎について、全ての売却及び国庫納付を完了した。なお、いわゆる溜まり金の精査における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、運営費交付金の受け入れがないため該当はない。

③ 組織体制・人件費管理について

人事評価制度において、実績評価及び能力評価を実施し、その結果を賞与や昇給等に反映させる取組が着実に行われている。ラスパイレス指数については、地域・学歴勘案で97.7と国家公務員を下回る水準となっている。平成25年度においても、人件費上昇の抑制等の取組を適切に進める中、引き続き質の高い人材の確保に向けた取組を継続することを求めたい。

また、国家公務員再就職者のポストの見直しについては、平成23年度に公募により民間出身者が非常勤監事に任命されて以降、役職員について国家公務員の再就職ポストは無い。

④ 事業費の冗費の点検について

各項目について、それぞれ適切に点検が行われている。また、平成21年度と比較して、一般管理費は9.1%、業務経費は3.0%の節減を達成し、経費節減及び事業の効率化が行われている。

⑤ 契約について

随意契約に関する管理運用法人の会計規程においては国の基準と同じ限度額を定めているが、真にやむを得ない契約以外は全て一般競争入札等に移行している。また、外部の第三者からなる「契約監視委員会」を開催し、随意契約や一般競争入札等の契約方式の妥当性や、一者応札・一者応募の改善策について審査を行い、指摘事項について適切に改善策を講じている。また、運用受託機関等との契約については、運用受託機関等の選定過程において運用委員会で審議を行い、その議事要旨をホームページに掲載する等、透明性及び競争性等の確保を行っている。引き続き、一般競争入札等の実施を継続し、経費節減を図るよう努めるとともに、契約情報の公開を進めるよう求めたい。

また、公益法人への会費等の支出について、平成24年度は、1件の該当があり、平成25年度以降においても、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう評価委員会として、その措置状況を注視していく。

⑥ 内部統制について

内部統制については、「コンプライアンス委員会」や「運用リスク管理委員会」、「運営リスク管理委員会」、「情報セキュリティ委員会」といった各種会議の開

催、その内容の役職員への周知等を行ったほか、平成24年度においては、平成23年度に策定された「内部統制の基本方針」に基づいて、内部統制体制の充実を図り、職員の意識改革や受託者責任の徹底に取り組んでいる。また、コンプライアンスハンドブックの改訂、役職員への周知・徹底を行うとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる仕組みを構築する等、適切な対応がなされている。

また、理事長を委員長とする「運用リスク管理委員会」を定期的に開催し、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの適切な管理を行っている。加えて、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「法人リスク管理表」を作成し、それについて自己評価を実施し、理事長を委員長とする「運営リスク管理委員会」に報告するとともに、役職員にも周知すること等、適切な対応がなされている。

⑦ 事務事業の見直し等について

業務改善の取組については、「経費節減委員会」を設置するとともに、人事評価の評価項目に無駄削減や業務効率化についての項目を設けるなど、様々な工夫を行っている。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について報告を受け、評価を行った。

3. 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

管理運用法人の総合評価においては、年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証報告の内容を考慮して、個別評価の分析結果と併せて、総合評価を行うこととなっている。

公的年金の年金給付額は、長期的に見ると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益率となる。このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と財政再計算及び財政検証における前提とを比較して行う。

年金積立金全体の運用実績と財政再計算及び財政検証上の前提を比較すると、平成13年度（年金積立金の自主運用の開始年度）からの12年間の実質的な運用利回りについては、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を年平均2.38%、

管理運用法人が設立された平成18年度からの7年間については2.22%上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えていると評価する。

さらに、平成24年度単年度については、運用実績が財政再計算及び財政検証上の前提を10.09%上回っており、単年度で見ても、年金財政に対してプラスの影響を与えている。